第３　水噴霧消火設備

１　水源

第１屋内消火栓設備１（⑸を除く。）に準ずること。◆

２　加圧送水装置

第１屋内消火栓設備２（⑶、⑹及び⑻を除く。）に準ずるほか、加圧送水装置は水噴霧消火設備専用とすること。◆

３　呼水装置

第１屋内消火栓設備３に準ずること。◆

４　配管

第１屋内消火栓設備４（⒁及び⒆を除く。）並びに第２スプリンクラー設備４⑶から⑺までに準ずるほか、次によること。

⑴　配管口径は、設けられたヘッドの個数又は同時放射するヘッドの個数に応じ、配管の摩擦損失、放水量を勘案し、適正な口径を設定すること。◆

⑵　配管途中には、次に掲げるストレーナーを設けること。

ア　網目の開き又は円孔の径は、噴霧ヘッドの最小通路の２分の１以下であること。◆

イ　網目等の面積の合計は、接続する配管断面積の４倍以上であること。◆

ウ　網目等が容易に清掃できるものであること。◆

５　同時放射区画

規則第 17 条第２項第３号に定める隣接する２つの区画のうち、最大となるものを同時放射した場合、必要となる水源及び加圧送水装置等を確保すること。

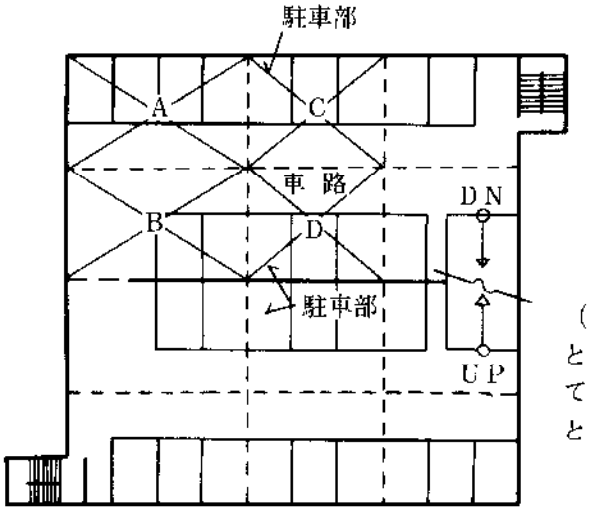

（A区画とC区画又はA区画とB区画を隣接する区画としてとらえ、A区画とD区画はとらえないものとする。）

ただし、隣接した区画が不燃材料で区画されている場合は、当該区画された部分の一を放射区画とし、最大となる区画を同時２区画放射とすることができる。◆

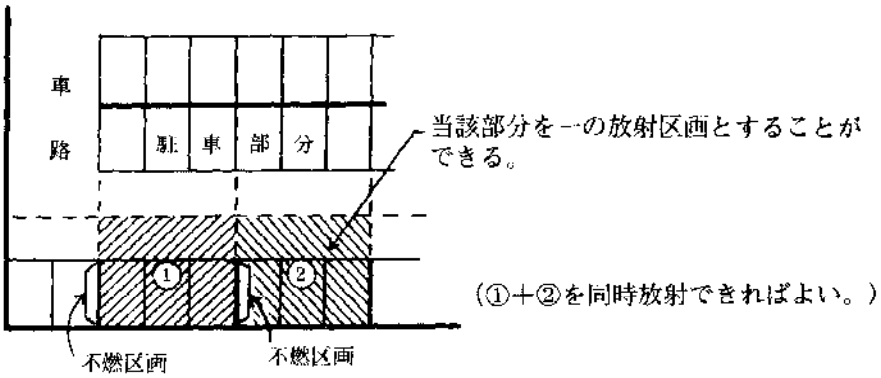

６　電気機器との保有空間

噴霧ヘッド又は配管と高圧電気機器の露出充電部等との間は、次表に掲げる保有空間をとること。◆

公称電圧	噴霧ヘッドとの保有空間	配管との保有空間
３ｋｖ	170ｍｍ以上	70ｍｍ以上
６ｋｖ	170ｍｍ以上	70ｍｍ以上
10ｋｖ	200ｍｍ以上	100ｍｍ以上
20ｋｖ	300ｍｍ以上	170ｍｍ以上
30ｋｖ	400ｍｍ以上	250ｍｍ以上
40ｋｖ	500ｍｍ以上	400ｍｍ以上
60ｋｖ	700ｍｍ以上	550ｍｍ以上
70ｋｖ	800ｍｍ以上	650ｍｍ以上

７　試験装置

第２スプリンクラー設備９⑷に準ずること。◆

８　流水検知装置及び自動警報装置

第２スプリンクラー設備８に準ずるほか、流水検知装置の一次側の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは階段直近等に設け、容易に操作ができる位置に設けること。◆

９　起動装置

第２スプリンクラー設備 10 及び第４泡消火設備７に準ずること。◆

10　排水設備

⑴　放射された水を有効に排水できる措置を講ずること。◆

⑵　駐車の用に供する防火対象物又はその部分に設ける場合は、放射された水量を処理できる油分離槽を設けること。◆

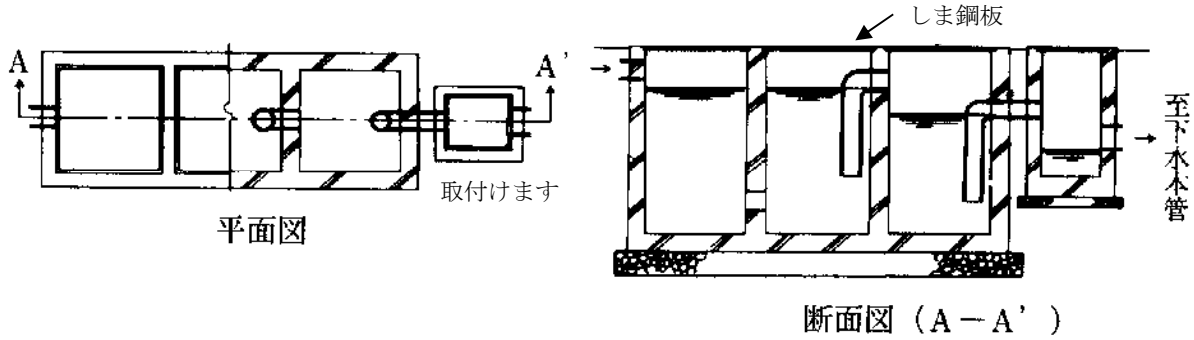

11　表示等

第２スプリンクラー設備 13⑴、⑶、⑸及び⑺に準ずるほか、送水口には、「送水口（水噴霧消火設備専用）」及び適正送水圧力値の表示を併せて行うこと。◆

12　駐車場等

⑴　駐車場等に特殊消火設備の設置が必要となる場合は、原則として水噴霧消火設備又は泡消火設備を設けること。ただし、立体駐車場等で、水噴霧消火設備又は泡消火設備の設置が困難なものにあっては、この限りでない。◆

⑵　令第 13 条第１項及び条例第 40 条の４の「駐車の用に供される（供する）部分」の床面積の算定は、駐車する部分及び車路の床面積の合計とすること。◆

⑶　共同住宅の一部に駐車場を設け、特殊消火設備が必要となる場合は、水噴霧消火設備、泡消火設備又は移動式粉末消火設備等（第４泡消火設備 10⑶に定める周囲等に開放性がある場合に限る。）とすること。◆